

(様式1－4)

飯館村 復興交付金事業計画 平成24年度 復興交付金事業等

省庁名: 農林水産省

平成24年11月現在

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接／間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道府 県以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
1	C - 4 - 1	いいいて まていな農業復興計画基幹事業	福島市	県	飯館村	間接	1/2	(210,194) 0 <210,194>	(209,974) 0 <209,974>	(157,535) 0 <157,535>			
2	◆ C - 4 - 1 - 1	いいいて まていな農業復興計画効果促進事業	福島市	村	飯館村	直接	1/2	(1,155) 0 <1,155>	(1,155) 0 <1,155>	(924) 0 <924>			
3	C - 4 - 2	いいいて まていな農業復興計画基幹事業	喜多方市	県	飯館村	間接	1/2	(12,786) 0 <12,786>	(12,786) 0 <12,786>	(9,589) 0 <9,589>			
4	C - 4 - 3	いいいて まていな農業復興計画基幹事業	二本松市	県	飯館村	間接	1/2	(6,510) 0 <6,510>	(6,510) 0 <6,510>	(4,882) 0 <4,882>			
5	C - 4 - 4	いいいて まていな農業復興計画基幹事業	田村市	県	飯館村	間接	1/2	(19,678) 0 <19,678>	(19,678) 0 <19,678>	(14,758) 0 <14,758>			
6	C - 4 - 5	いいいて まていな農業復興計画基幹事業	南相馬市	県	飯館村	間接	1/2	(8,080) 0 <8,080>	(8,080) 0 <8,080>	(6,060) 0 <6,060>			
7	C - 4 - 6	いいいて まていな農業復興計画基幹事業	中島村	県	飯館村	間接	1/2	(6,998) 0 <6,998>	(6,998) 0 <6,998>	(5,248) 0 <5,248>			
8	C - 4 - 7	いいいて まていな農業復興計画基幹事業	栃木県那須塩 原市	県	飯館村	間接	1/2	(50,873) 0 <50,873>	(50,873) 0 <50,873>	(38,154) 0 <38,154>			
9	C - 4 - 8	いいいて まていな農業復興計画基幹事業	相馬市	県	飯館村	間接	1/2	(10,164) 0 <10,164>	(10,164) 0 <10,164>	(7,623) 0 <7,623>			
10	◆ C - 9 - 1 - 1	いいいて まていな森林整備調査検討事業	飯館村	村	飯館村	直接	4/5	(0) 9,000 <9,000>	(0) 9,000 <9,000>	(0) 7,200 <7,200>			
合計額								(326,438) 9,000 <335,438>	(326,218) 9,000 <335,218>	(244,773) 7,200 <251,973>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	福島県	担当部局名	飯館村総務課企画係	担当者氏名	企画係長 村山宏行
市町村名	飯館村	電話番号	024-562-4246	メールアドレス	kikaku@vill.iitate.fukushima.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)－(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)－(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道府県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。